

平成 2 3 年度事業計画

自 平成 2 3 年 4 月 1 日

至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

平成 2 3 年 3 月 1 5 日

(財) 原子力安全技術センター

目 次

1 . 事業運営方針	1
2 . 個別の事業計画	3
2 . 1 放射線施設の検査等事業	3
2 . 2 原子力安全対策事業	4
(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等	4
(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修	4
(3) 原子力安全の確保に関する情報の収集、提供等	4
(4) 原子力安全の確保に関する指導及び支援	4
(5) 原子力安全の確保に関する技術の普及等	4
2 . 3 原子力防災対策事業	5
(1) 原子力防災に関する調査	5
(2) 原子力防災に関する研修、訓練	5
(3) 原子力防災に関する支援	5
(4) 防災拠点の運営等	6
2 . 4 運営の効率化と基盤の強化	6
3 . 社会貢献への取り組み	6
(1) 調査研究等の展開・推進	6
(2) 原子力・放射線安全管理功労表彰	6
(3) 国際連携の推進	7
(4) 業務品質向上の取り組み	7
(5) 当センターの取り組みに関する広報	7
(6) 社会的責任活動の推進	7

平成23年度事業計画

1. 事業運営方針

当センターは設立以来、法律に基づく検査・確認、調査研究等、国の原子力安全行政を支えるための業務を中心に発展してきた。これらの業務は、今後も国民生活の安全・安心に必要不可欠である。

一方、近年の原子力カルネサンスの流れや、核セキュリティへの関心の高まり、放射性廃棄物処分等に関する新たな制度の整備、加速器設置台数の増加、放射線教育への関心の高まりなど、原子力安全技術や知見に対する新たな社会的ニーズがある。

これらに対し、当センターは、放射線安全規制に関する幅広い知見、原子力防災に関する総合的な知見、安全規制分野における調査研究等の実績を有しており、中立的な専門機関として新たな要請に応えうる能力を有している。

そこで、これまでの原子力安全行政を支えるための業務に加え、原子力安全技術に対する新たな要請に対し、平成23年3月11日発生した未曾有の東日本大震災の経験や、これまでに蓄積した知見を最大限に活かし原子力安全の分野で社会から信頼される機関として、原子力安全確保を通じた一層の社会貢献を目指す。

平成23年度は、次の方針に基づき事業運営に取り組む。

顧客優先とコンプライアンス重視の更なる徹底

原子力安全に寄与するという当センターの使命を果たすことにより社会に貢献するため、顧客の立場に立った業務品質の向上を図るとともに、法的、社会的使命に対応するための活動を推進する。

また、誠実な行動により社会に貢献することを目的に定めた「コンプライアンス憲章」に沿ってコンプライアンス確保のより一層の徹底を図る。

登録機関業務の着実な推進と発展

現在実施している登録機関業務については、長期的な視野に立って専門的・技術的能力の維持と人材の育成・強化を進めるとともに、今後の新たな登録機関業務として放射能濃度確認機関等に向けての準備を進める。

調査・研究・研修業務の拡大と技術基盤の強化

既存事業の着実な推進と調査研究等の強化により原子力安全に関する専門機関としての技術的な基盤強化を推進する。

将来に向けた新規事業と中核的事業の検討

原子力安全に関する技術及び安全規制の動向を明確にし、国民の安全・安心に寄与するために必要となる自主的な調査研究、他機関との共同研究等を拡大、強化する。

組織運営のより一層の効率化と運営基盤の強化

管理部門業務の合理化、組織横断的な協力体制の強化等、効率的な組織運営を行う。このため、各種規程や業務実施方法の見直し等を更に進め、組織運営の効率化と運営基盤の強化を図る。

新公益法人制度への対応

新公益法人制度への対応については、平成23年度中に内閣総理大臣に対して新公益法人制度への移行申請を行う。

2. 個別の事業計画

当センターは、これまでに培ってきた信頼と実績及び中立的な立場を活かし放射線施設の検査等事業、原子力安全対策事業及び原子力防災対策事業を実施し、社会に貢献する。

2. 1 放射線施設の検査等事業

放射線障害防止法に基づく登録機関については、業務を着実に実施することにより、国民生活に不可欠な放射線利用の基盤と国民の安全を確保するとともに、新規登録機関業務に向けた準備を進める。

登録認証機関

設計認証又は特定設計認証の申請に応じて、当該申請に係る設計等が技術上の基準に適合していることの認証を行う。

登録検査機関

特定許可使用者等による施設検査又は定期検査の申請に応じて、当該申請に係る使用施設等が技術上の基準に適合していることの検査を行う。

登録定期確認機関

特定許可使用者等による定期確認の申請に応じて、当該申請に係る放射性同位元素の使用に関する事項の帳簿への記載等の確認を行う。

登録運搬方法確認機関

許可届出使用者等による運搬方法に関する確認の申請に応じて、当該申請に係る措置が技術上の基準に適合していることの確認を行う。

登録運搬物確認機関

許可届出使用者等による運搬物に関する確認の申請に応じて、当該申請に係る措置が技術上の基準に適合していることの確認を行う。

登録試験機関

第1種及び第2種の放射線取扱主任者試験を全国6会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で実施する。

登録資格講習機関

第2種及び第3種の放射線取扱主任者講習を東京、大阪等で実施する。

登録定期講習機関

放射線取扱主任者の資質向上に係る講習を東京、大阪等で実施する。

また、西日本事務所において、設計認証、検査・確認、放射線取扱主任者試験の申し込み受付等の業務を行う他、登録機関業務に関する支援、相談等の対応の充実を図る。

2. 2 原子力安全対策事業

原子力安全対策の更なる充実のための国内外の技術や基準に関する調査研究、技術的支援等を実施することにより、国民生活に不可欠な原子力利用の基盤と国民の安全を確保する。

(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等

国内外の関係機関からの依頼による原子力安全に関する調査研究等として原子力施設の廃止措置に伴い発生する廃棄物の低減化の研究開発、放射線施設で発生する放射性廃棄物、放射性物質輸送に係る調査等を行う。

(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修

放射線障害防止中央協議会と共催して放射線取扱主任者、安全管理担当者等を対象とする放射線安全管理講習会を全国主要都市において開催する。また、核燃料物質の安全管理講習会、密封線源取扱実務者研修会等の講習及び研修を開催する。

(3) 原子力安全の確保に関する情報の収集、提供等

原子力安全の確保に関する情報の収集、公開、提供等の業務を行う。

(4) 原子力安全の確保に関する指導及び支援

放射線安全管理の実務に対する教育訓練、放射線施設の自主検査等に関する支援、技術的な相談への対応を行う。また、学習指導要領の改訂に伴い教育機関での放射線教育への支援について検討する。

(5) 原子力安全の確保に関する技術の普及等

「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」等を引き続き頒布す

るとともに、新たな技術資料の作成・頒布等の普及活動を行う。

また、各種放射線測定器の確認校正に係る技術及びマニュアルの普及活動等を行う。

2.3 原子力防災対策事業

原子力防災対策の更なる充実を目的とした調査研究、研修、訓練及び原子力防災に関する技術的支援を実施することにより、万一の原子力災害から国民の安全を確保する。

(1) 原子力防災に関する調査

国及び地方公共団体が行う防災対策活動を支援するため、緊急時における周辺環境の放射能濃度や線量等を迅速に予測する SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測)ネットワークシステムについて、機能向上を図るとともに、予測精度の向上や安定性向上のための調査を行う。

また、原子力防災に係るモニタリング活動に関し、迅速かつ広範囲な緊急時モニタリングを可能とする測定システム及びデータ管理技術について調査等を行う。

(2) 原子力防災に関する研修、訓練

原子力施設が立地又は隣接している地方公共団体等における原子力防災業務に従事する者に対して防災研修講座を開催する。また、原子力防災体制の実効性を高めるため、国及び地方公共団体における原子力防災訓練の支援等を行う。

(3) 原子力防災に関する支援

国、地方公共団体等に設置されている SPEEDI 端末の保守、運用支援を行う。また、地方公共団体等が行う原子力防災に係る訓練、研修等の支援及び環境放射線監視の支援並びにモニタリング情報の共有化を図るシステムの維持管理等を行う。

さらに、西日本地域の地方公共団体に対する支援を強化、対応の迅速化のため、西日本事務所の機能を充実する。

(4) 防災拠点の運営等

青森県からの要請に基づき、青森県六ヶ所村に平成 1 2 年度に建設した「原子力防災研究プラザ」内の六ヶ所オフサイトセンターに係る維持、管理を行う。

また、青森県内の新規原子力施設立地市町村に対する研修、訓練支援の提案等、地元に着した活動を強化する。

2 . 4 運営の効率化と基盤の強化

平成 2 3 年度は、常勤職員約 1 4 0 名と非常勤職員約 3 0 名規模の体制で事業を進める。

顧客に対して質の高いサービスをより効率的に提供するため、決裁方法の見直しや規程の改訂、事務所の合理化を推進するとともに、職員に対する技術研修等を強化し運営基盤の強化を図る。

また、原子力防災研究プラザの長期的な施設管理を確保するため、新たに修繕積立資産を設けて白山寮の売却による代金をこれに繰り入れる。

3 . 社会貢献への取り組み

原子力安全の確保に関する業務を着実に実施し、社会に貢献するため、次の取り組みを推進する。

(1) 調査研究等の展開・推進

原子力安全に対する社会のニーズを的確に捉え、質の高いサービス提供の更なる充実を図る。このため、原子力安全に関する技術の動向、安全規制の動向、顧客等の要望に関する独自の調査研究及び他機関との共同研究等を推進する。

(2) 原子力・放射線安全管理功労表彰

原子力・放射線安全管理関係者の更なる意欲の向上と国民の理解の増進に資するため、(財)日本分析センター、(社)日本アイソトープ協会及び(財)核物質管理センターとの共催、放射線障害防止中央協議会の協賛並びに文部科学省の後援を得て、原子力・放射線安全に尽力し、優れた成果を挙げた者を表彰し、文部科学大臣賞授与等の事務

を行う。

(3) 国際連携の推進

平成 22 年度に情報交換協定を締結した韓国原子力安全技術院 (KINS) との連携を強化する。

また、国際会議への参加、諸外国の関係機関との交流を進めることで、当センターの事業活動の紹介を行う。

(4) 業務品質向上の取り組み

ISO 9001:2008 に基づく品質マネジメントシステムを活用し、顧客に対し効果的、効率的かつ満足していただける質の高いサービスの提供に努める。

また、きめの細かいサービスを全国的に展開する。

(5) 当センターの取り組みに関する広報

要覧及びパンフレットにより事業のあゆみ、事業概要や成果等の紹介を行うとともに、ホームページ (<http://www.nustec.or.jp/>) において、各種講習会の開催状況、出版物案内の最新情報を掲載する等の継続的な広報活動に努める。

また、当センターの技術的な知見及び成果をとりまとめ、原子力安全に関連する機関に紹介する。

(6) 社会的責任活動の推進

法的、社会的要請に的確に対応するため障がい者雇用等の取り組みを推進する。